

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
汎用申請対象手続一覧 (別表)		汎用申請対象手続一覧 (別表)	
【調査関係】		【調査関係】	
手続名称	根拠法令等	手続名称	根拠法令等
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
<u>電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の適用を受けない旨の届出書</u>	関法第 12 条の 4 第 3 項 関規則第 2 条第 7 項 <u>関基 12 の 4 - 6</u>	(新設)	(新設)
<u>電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の適用を受けない旨の届出の取りやめの届出書</u>	関法第 12 条の 4 第 3 項 関規則第 2 条第 8 項 <u>関基 12 の 4 - 7</u>	(新設)	(新設)
<u>電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の適用を受けない旨の届出の変更届出書</u>	関法第 12 条の 4 第 3 項 関規則第 2 条第 9 項 <u>関基 12 の 4 - 8</u>	(新設)	(新設)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)